

所管部課		子ども未来部保育課		部長		志村 明子	
件 名		東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
(1) 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正となったことに伴い、当該条例の一部を改正するものである。 (2) 改正内容 第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。 第33条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。 第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。 第49条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。 (3) 施行日 公布の日から施行する。 (4) 影響及び効果 国の基準と整合性を保つことができる。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)							
文書課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等)							
令和6年第2回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。